

毎週火・金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◆ 規則 鳥取県職員の共済制度に関する規則
- ◆ 告示 森林区施業計画の公表
- ◆ 選管告示 寄生虫予防運動に關し衛生研究所の糞便検査
- ◆ 教委告示 手数料の一部減額実施 選舉管理委員会の招集
- ◆ 教委告示 臨時教育委員会の招集

規 則

鳥取県規則第五十六号

鳥取県職員の共済制度に關する規則をここに公布する。

昭和三十六年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県職員の共済制度に關する規則

（事業）

第一条 互助会は、鳥取県職員の共済制度に関する条例（昭和三十六年十月鳥取県条例第二十四号。以下「条例」という。）第三条に規定する医療給付を行なうため、給付の内容を定めなければならない。

2 前項の給付の内容を定めるにあたっては、互助会相互通の均衡を失しないように留意しなければならない。

（掛金）

第二条 会員の掛金の額は、給料月額（給料が日額で定められている者にあつては、日額に二十五を乗じた額）に千分の十を乗じて得た額とする。

2 会員の給料を支給する機關は、毎月給料支給の際、会員の給料から掛金に相当する金額を控除して、その金額を会員にかわり互助会に納入しなければならない。（給付額）

第三条 会員の被扶養者が病氣又は負傷のため療養を受けた場合は、國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「法」という。）第五十七条の規定により家族療養費を支給されるときに限り、その

家族療養費の算定の基礎となつた療養に要した費用の額に百分の二十五を乗じて得た額（以下「給付額」という。）を支給する。

- 2 前項の給付額に他の法令の規定により支給される額を合算した額が、療養に要した費用の額をこえるときは、療養に要した費用の額を限度として支給する。

（被扶養者の範囲）

第四条 会員の被扶養者の範囲は、法の規定により地方職員共済組合鳥取県支部長、公立学校共済組合鳥取支部長又は警察共済組合鳥取県支部長の認定した被扶養者とする。

（役員）

第五条 互助会に、会長、副会長、理事及び監事を置かなければならない。

（運営審議会）

第六条 互助会は、その事業の適正な運営を図るため、運営審議会を置かなければならない。

2 運営審議会の役員には、互助会の会長、副会長及び

理事を加えるものとする。

- 3 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならぬ。

一 規約及び規約に基づく諸規程の改廃

二 毎事業年度の予算及び決算

三 財産の管理及び処分

四 その他会長が必要と認める事項

（規約の承認申請）

第七条 条例第二条第三項に規定する規約の制定又は改廃に関する承認を受けようとする場合は、制定しようとする規約又は改廃しようとする事項を示す書類及び制定又は改廃の理由書を知事に提出しなければならない。

（報告）

第八条 互助会の会長は、毎年三月に翌年度の予算書（様式第一号）を、六月に前年度の事業報告書（様式第二号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月九日から適用する。

様式第1号

予 算 書

第1号の1 予定損益計算書

科 目	昭 和 年 度	昭 和 年 度	昭 和 年 度	前 年 対 比 數 増 △ 減		昭 和 年 度	昭 和 年 度
				決 算 領	推 計		
				円	円	円	円

第1号の2 予定損益計算書説明書

科 目	昭 和 年 度	昭 和 年 度

00938

昭和36年11月24日 金曜日 鳥取県公報 第3279号
 (第3種郵便物) 認

4

第1号の3 予定貸借対照表

科 目	昭和 年度末	昭和 年度		昭和 年度		昭和 年度 末
		増	△減	年度 末	増	
		円		円	円	円

第1号の4 予定貸借対照表説明書

備考 科目別に推計の根拠を詳細に記載すること。

様式第2号

事業報告書

第2号の1 昭和 年度〇〇互助会決算精算表

借 方	勘定科目	貸 方
円		円

第2号の2 互助会事務に従事する職員調

区 分	計			備考
	県職員	人	人	
人 員	互助会職員			
基本給月額	県職員	円	円	円

備考 県職員については、係長以下の専任の人員を記載するものとし、兼務者については、カッコ書きして別に示すこと。

第2の3 会員数及び被扶養者数

会員数	被扶養者数	備考
人	人	

昭和 年月日 ○○互助会長 氏 名

備考 貸借対照表科目と損益計算科目とは、それぞれ別に集計して小計を付すること。

(第3種郵便物) 認

5 昭和36年11月24日 金曜日 鳥取県公報 第3279号

00940
7 昭和36年11月24日 金曜日 鳥取県公報 第3279号

(第3種郵便物)
(認可)

00939

(第3種郵便物)
(認可) 6
昭和36年11月24日 金曜日 鳥取県公報 第3279号

鳥取県告示第六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第

一項の規定により、1森林区から11森林区までの森林区
施業計画案を昭和三十六年十一月二十四日から三十日
間、次の場所において公表する。

昭和三十六年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 鳥取県農林部林務課

鳥取県告示第六百六十三号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条
例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条
の規定により、寄生虫原虫検査料を次のように減額し、

昭和三十六年十一月二十一日から十一月三十日までの間
適用する。

昭和三十六年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和三十六年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとお
り招集する。

昭和三十六年十一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福 光 正 義

一日時 昭和三十六年十一月二十五日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目

県會議事堂 第四会議室

三 協議事項

公明選挙推進員大会の開催について

鳥取県知事 石 破 二 朗
寄生虫原虫検査料
十五円
ただし、保育所、幼稚園、小、中、高校の学
生、生徒兒童は 十円
集卵法
十五円

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十一号

臨時教育委員を次のとおり招集する。

昭和三十六年十一月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一日時 昭和三十六年十一月二十四日 午前十一時

二 場所 鳥取市

三 議題 1 昭和三十七年度当初予算編成方針につい
て

2 その他

その他